

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）1月25日（諮問第31号）

答申日：令和7年（2025年）3月28日（答申個第26号）

事案名：開示請求者の問合せメールを削除した職員の氏名に係る保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、開示請求者の問合せメールを削除した職員の氏名に係る保有個人情報について、令和5年（2023年）8月16日に行った不存在による不開示決定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）8月2日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「開示請求者が畜産課に問い合わせた文書を令和4年（2022年）9月5日に削除した職員の氏名」という内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和5年（2023年）8月16日、実施機関は、本件開示請求に該当する保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）が記載された行政文書の有無を検討し、『当該文書を削除した職員の氏名』についての情報を文書管理システムでは保有していない」という理由から法第82条第2項の規定に基づき、不存在による不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年（2023年）10月3日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和6年（2024年）1月25日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、法第105条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不存在による不開示とした県職員の氏名の開示を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、令和4年（2022年）9月1日、実施機関の畜産課に対し、実施機関の開設するウェブサイトを通じて、家畜商免許について問合せ（以下「本件問合せ」という。）を行ったが、回答は得られなかった。そこで、審査請求人は諸々の開示請求を行い、実施機関の畜産課が本件問合せを削除したことが判明するとともに、アクセス職員コードの開示を受けた。

開示を受けたアクセス職員コードを基に、実施機関に対し、行政文書の開示請求を行ったところ、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当することを理由に全部不開示決定を受けた。

本件問合せを削除した記録が存在することが明らかなことから、本件問合せを削除した職員（以下「当該職員」という。）の氏名について本件開示請求を行ったところ、原処分を受けた。

実施機関は、不存在の理由として「当該職員の氏名についての情報を文書管理システムでは保有していないため」と主張するが、本件開示請求は、文書管理システムに限定した請求ではない。他に文書が存在することは、令和5年（2023年）7月25日付け熊本県指令県情文第50号により部分開示決定を受けた内容から明らかである。

このことについて、「熊本情報公開条例解釈運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）においても、「開示請求者の便宜を図るため、請求の手續上、一定の場合には、複数の行政文書の開示請求を一枚の開示請求書により受け付けることを認めている。」と示されており、「文書管理システム」に限定し、不存在とした原処分は極めて悪意のある情報の隠蔽であり、不当で違法である。

原処分により、審査請求人は、当該職員の氏名を知る権利を侵害されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取等によると、おおむね次のとおりである。

1 事案の経緯及び原処分の内容について

審査請求人は、令和4年（2022年）9月1日、実施機関の畜産課に対し、実施機関の開設するウェブサイトを通じて、本件問合せを行ったが、回答は得られなかった。そこで、審査請求人は令和5年（2023年）4月26日、「本件問合せに関するメールシステム及び文書管理システムの動作記録（ログ）」について、法第77条第1項に基づく保有個人情報の開示請求を行った。

実施機関は同年5月10日付けで部分開示決定を行い、本件問合せ削除に係

る文書管理システムのログ（以下「本件動作ログ」という。）の一部（アクセス職員コードを含む。）を開示した。

当該決定を受け、審査請求人は本件開示請求を行ったが、実施機関は本件動作ログ以外の情報を保有しておらず、本件動作ログには、当該職員の氏名の情報が含まれていないことから、原処分を行った。

2 本件対象保有個人情報の特定について

本件開示請求の内容から、実施機関は、次の①ないし④を本件対象保有個人情報が含まれる可能性のある文書として検討した。

①本件問合せを削除した事案に係る畜産課内での意思決定等の文書

②文書管理システムにおける本件問合せの削除に係る文書

③メールシステムにおける本件問合せの削除に係る文書

④人事履歴等、当該職員の氏名が記載された文書

①については、実施機関の畜産課において特定を行い、①に係る文書を作成又は取得していなかったため、本件開示請求に対して、別途、不存在による不開示決定を行っている。②については、文書管理システムの所管課である実施機関の県政情報文書課において、本件対象保有個人情報が含まれる文書として、本件問合せ削除に係る動作ログを特定し、内容を確認したが、当該職員の氏名の情報は含まれていなかったため、原処分を行った。

なお、③については、メールシステムを所管しているシステム改革課から、過去に部分開示決定を行っており、その際に開示した動作ログには当該職員の氏名の情報は含まれておらず、④については開示請求者の保有個人情報ではないことが明らかであるため、本件対象保有個人情報の特定から除外した。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分の内容について

実施機関は、本件開示請求に対し、「当該職員の氏名の情報を文書管理システムでは保有していない」ことを理由に、不開示とする原処分を行った。以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

当審議会が本件動作ログの内容を確認したところ、出力日時、アクセス職員コード及び文書件名等の情報は確認できたものの、当該職員の氏名は含まれていないことが認められた。

これらの事実に加え、第4の実施機関の説明が不自然、不合理であると認める

に足りる事情はなく、そのほかに、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報文書管理システムでは保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人が主張することについて

審査請求人は、第3の2により、「本件開示請求は文書管理システムに限定した請求ではない。他に文書が存在することについては、令和5年（2023年）7月25日付け熊本県指令県情文第50号により部分開示決定を受けた内容から明らかである。」と主張しているため、以下、その点について検討する。

審議会が確認したところ、令和5年（2023年）7月25日付け熊本県指令県情文第50号で特定された文書は当該職員の「人事履歴」である。人事履歴は、県の機関における人事情報等を管理するため、職員ごとに作成されたものであって、その内容は、職員の氏名や採用から現在に至るまでの人事に係る発令内容等が記載されている性質の文書である。

然るに、法第76条第1項に基づく開示請求権は「自己を本人とする保有個人情報」を対象とするものである。「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう（法第2条第4項）から、「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己が当該情報の「本人」となっている場合の保有個人情報をいうものと解される。

そこで検討すると、当該職員の人事履歴に係る情報（以下「当該情報」という。）の「本人」とは、審査請求人以外の第三者である当該職員であるため、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は結論において不存在であり、原処分は妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 1月25日	・ 諮問（第31号）
令和6年（2024年） 11月27日	・ 審議
令和6年（2024年） 12月25日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 3月11日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
委	員	大日方	信春
委	員	甲斐	郁子
委	員	齊藤	信子
委	員	関	智弘